

社会福祉法人 京都市左京区社会福祉協議会

地域福祉活動推進事業 実施要綱

社会福祉法人 京都市左京区社会福祉協議会

1. 目的

社会福祉法人京都市左京区社会福祉協議会(以下、「区社協」という。)は、地域福祉活動を推進する基盤組織である学区社会福祉協議会(以下、「学区社協」という。)を通じて、地域福祉活動の推進・発展を目的に助成をおこなう。

2. 事業の実施

本事業は、区社協の支援のもと、学区社協が主体的に実施する。

3. 事業内容

本事業の内容は、学区社協を通じて実施される地域福祉活動全般にわたる次の活動を基本とする。

■基本助成 (財源：賛助会費)

学区社協の組織運営や地域福祉活動に必要な経費に充てることができる

■活動助成 (財源：賛助会費、共同募金)

下記活動項目①～①の活動費に充てることができる

学区社協活動の基盤整備活動

① 基盤整備

学区内において、地域福祉活動計画等を元に地域の現状や課題を振り返り、福祉目標を設定するとともに、その目標の達成に向けた取り組みを実施する

「知る・学びあう」活動

②実態把握

要配慮者の状況等を把握し、平時からの見守り活動や地域活動への参加促進等、対象者と地域を繋げる活動及び災害時を想定した啓発や支援方法を協議・整備する活動

(活動例) □「学区社協要配慮者名簿」の作成・更新 □緊急キットの配布・更新
□福祉マップ・福祉防災マップの作成 など

現在の学区社協が実施する地域福祉活動の見直し・強化・発展するための根拠となるデータを収集するため、広く地域住民の声を聞き取る活動

(活動例) 福祉に関する住民アンケートの実施 困りごと相談窓口の設置 など

③学区社協広報紙の発行

地域住民に対し学区社協広報紙を定期的に発行することにより、学区社協の役割や地域福祉活動の紹介、他団体との連携等について周知するとともに、地域福祉活動への理解を深め、賛同・参加を促進する活動

④啓発活動

地域福祉活動に携わる役員や地域福祉推進委員、活動の専属のボランティア、地域住民を対象に、学区社協が主体となって実施する研修等の活動

(活動例) 地域福祉活動に関する研修会・学習会 ボランティア講座
体験講座・福祉教育 防災に関する研修・訓練 など

「出会う・ふれあう」活動

⑤当事者との交流活動

当事者同士、あるいは当事者と地域住民・ボランティアなど、同じ地域に住み暮らす者同士が出会い、地域の中での交流を促進する活動

(活動例) 子育てサロン 子ども食堂・学習支援 世代間による交流
居場所(サロン等)・茶話会の開催 敬老会・会食会の開催
当事者交流を目的とした企画の運営 など

⑥当事者と地域との交流活動

地域の福祉施設や団体と交流を深めたり、当事者理解を深めるために行事やプログラムを協働で実施する活動

(活動例) 福祉施設との交流 学校・児童館への協力
地域行事等での当事者の役割の創出 など

⑦社会参加

地域の福祉課題を解決するために、広く地域住民に対して学区社協が主体となってプログラムや企画を提供する活動

(活動例) 外出支援 買い物支援 など

「助け合う・支えあう」活動

⑧見守り訪問

要配慮者を対象に、定期的(概ね3カ月に1回以上)に個別訪問をし、安否確認や困りごとの聞き取り、福祉・防災・防犯等に関する情報提供、地域活動へのお誘いなどによって、つながりをつくる活動

⑨ふれあい配食

要配慮者を対象に、定期的(概ね3カ月に1回以上)に配食の機会を提供することで、食に関する意識を高めるとともに、見守りによるつながりをつくる活動

⑩寝具クリーニング

要配慮者を対象に、寝具の丸洗い・乾燥サービスを実施することで在宅での生活を快適に過ごしていただくとともに、暮らしを見守る訪問の機会とする活動

⑪ちょいボラ

要配慮者を対象に、ちょっとした日常生活での困りごとをお手伝いするボランティアを紹介し、支え合って暮らせる地域づくりを目指す活動

テーマ型活動助成（新たな地域福祉課題への取り組み）

テーマ型活動助成

複合的な福祉課題に対し、福祉のまちづくりの視点から取り組みたいテーマを設定し学区社協が主体的に進める先駆的・模範的な地域福祉活動

4. 各助成の対象・対象外項目

	対象	対象外
基本助成	学区社協の組織運営や、以下①～⑦の活動経費を補完するもの。	本会が適切でないと判断した経費
活動助成	① 諸謝金…講演会、研修会の講師に係る経費 ② 消耗品費…当該活動の実施に必要な物品 ③ 会議費…会議等に付随する経費 ④ 印刷製本費… チラシ、ポスター、資料等の印刷費 ⑤ 通信運搬費…郵便料、運搬費 ⑥ 使用料及び賃借費…当該活動の会場使用料 ⑦ その他、本会が適切と判断した経費	① 施設などの建物の修繕や改修に要する経費 ② 学区社協の活動として主催・共催していない事業活動 ③ 他団体への助成並びに事業委託金、協力金 ④ 健康すこやか学級事業で助成を受けているもの ⑤ その他、本会が適切でないと判断した経費

5. 活動経費

助成基準一覧の参照のこと

6. 助成の限度額

助成基準一覧を参照のこと

7. 助成対象となる活動の実施期間

本事業の助成を受ける、当該年度の4月から翌年3月末日まで

8. 助成申請

- (1) 学区社協は本事業の申請手続きとして、所定の様式と総会資料（前年度の事業報告書・決算書、今年度の事業計画書・予算書等）の必要書類を添えて、定められた期限までに本会へ提出しなければならない。
- (2) 前年度に助成を受けた活動が未実施であった場合、原則、次年度で申請できる回数を制限することとする。（やむを得ない事情がある場合はこの限りではないため、未実施の活動がある場合は、事務局と要相談）

9. 助成決定

助成の可否及び助成金額については、本会において様式②(事業報告)、様式④(事業計画)を精査し、審査の上決定し、通知するものとする。

10. その他

「テーマ型活動助成」については、「テーマ型活動助成実施要綱」を参照のこと

11. 問い合わせ先

〒606-8103 京都市左京区高野西開町5 京都市左京合同福祉センター内
社会福祉法人 京都市左京区社会福祉協議会
TEL 075-723-5666 FAX 075-723-5665

【 附則 】

本要綱の施行に伴い、「学区社会福祉協議会助成要綱」「学区社会福祉協議会活動助成細則」は廃止する。

本要綱は、令和4年4月1日より実施する。